

お客様 各位

伊達信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、弊金庫では、長期間ご利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引をされていない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと本口座をお取り扱う費用として「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座の残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいたうえで、不正利用されることによる被害を防止するために、口座を解約させていただきます。長期間ご利用されていない普通預金口座および貯蓄預金口座がございましたら、是非ご利用再開くださいますようお願い申し上げます。

なお、「未利用口座」のお扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座および貯蓄預金口座を対象としたものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている口座が対象になることはございません。

今後ともお客様に満足いただけるようサービスの向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧の程、重ねてお願いいたします。

記

対象となる口座 (未利用口座)	普通預金規定および貯蓄預金規定の改定以降(2021年6月1日以降)に開設した口座で、2021年6月1日以降、最後の預入れまたは払戻し(当該預金の利息入金および本手数料の引落しを除く)から2年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い普通預金口座および貯蓄預金口座 ※ 普通預金口座は、決済用普通預金口座、総合口座を含みます。 ※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座に該当しても対象外となる場合	① 残高が10,000円以上ある場合 ② 同一取引店で、他に預かり金融資産(定期性預金、国債、保険等)または借入(カードローン契約を含む)がある場合 ③ 口座の名義人が未成年の場合 ④ 後見制度支援預金の場合 ※ ①から④のうち、いずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外となります。
未利用口座管理手数料に係るご案内	・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にて届出住所にご案内します。 ※ ご案内が延着しまたは到着しなかった時でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 ・未利用口座の対象となった後、一定期間(3か月)取引がない場合に、本手数料をご負担いただきます。
未利用口座の解約	・未利用口座の残高が本手数料以下の場合は、口座残高全額をもって未利用口座管理手数料としていただいたうえで、同口座を解約します。なお、解約した同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できません。 ・口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはありません。 ・ご負担いただいた本手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。
手数料金額	年間1,320円(消費税込)

以上



伊達信用金庫